

議案第 6 4 号

南あわじ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定に
ついて

南あわじ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

南あわじ市子ども・子育て会議条例（平成 25 年南あわじ市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定又は変更に関する事項について調査審議すること。
- (3) 基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策に係る重要な事項について調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例の廃止）

- 2 南あわじ市保育所のあり方検討委員会条例（平成 25 年南あわじ市条例第 13 号）は、廃止する。

（南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成 17 年南あわじ市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

別表保育所のあり方検討委員会委員の項を削る。

南あわじ市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
(設置) <u>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u> (所掌事務) <u>第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u> 第3条以下 略	(設置) <u>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u> (所掌事務) <u>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。</u> <u>(1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</u> <u>(2) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定又は変更に関する事項について調査審議すること。</u> <u>(3) 基本法第2条第2項に規定するこども施策に係る重要な事項について調査審議すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。</u> 第3条以下 略	

南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）		
区分	報酬の額	区分	報酬の額	
教育委員会～一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会委員 略		教育委員会～一般廃棄物収集運搬業務受託者選定委員会委員 略		
<u>保育所のあり方検討委員会委員</u>	<u>月額8,000円</u>			
子ども・子育て会議委員～下水道事業審議会 略		子ども・子育て会議委員～下水道事業審議会 略		

